

海部地区環境事務組合地球温暖化対策実行計画

第1 計画策定の背景

地球温暖化問題の国際的な取組として平成 27 年にパリで開催された COP21 で、平成 9 年に策定された「京都議定書」から 18 年ぶりに、法的拘束力のあ
る国際的な合意となる「パリ協定」が採択され、我が国は「2030 年度の温室
効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0%減とする」ことを決定した。我が
国は、目標達成に向けて平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定、令
和 3 年 10 月に改訂され、「2030 年度には、2013 年度比で、温室効果ガスを 46%
削減すること」が目標とされた。

また、「地球温暖化対策推進法」の一部改正案が令和 3 年 5 月に成立し、2050
年(令和 32 年)までのカーボンニュートラルの実現が明記され、このような状
況から海部地区環境事務組合としても、環境に配慮した取組を進める必要があ
る。

当組合では平成 17 年 6 月に「海部地区環境事務組合温暖化対策実行計画」
を策定し、さらに平成 19 年 9 月に環境マネジメントシステム「エコアクショ
ン 2 1」(以下「E A 2 1」という。)の認証を取得し、様々な側面において環
境負荷の低減に努めてきた。本計画は今までの取組を基に新たな目標を定め、
より積極的に環境に配慮した取組を進めようとするものである。

第2 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に定められた地
方公共団体の責務に基づく温室効果ガスの排出抑制を含め、海部地区環境事
務組合が取り組む環境に優しい行動及び将来目標を定めることにより、環境
への負荷のより少ない活動を推進することを目的とする。

2 計画の期間

「地球温暖化対策計画」に基づき、平成 25 年度(2013 年度)を基準年とし、
令和 12 年度(2030 年度)までを本計画の期間とする。また、本実行計画策定
から 3 年目の令和 6 年度に見直しを行う。

3 計画の対象とする事務・事業の範囲

計画に基づく環境配慮の取組は、海部地区環境事務組合が行う全ての事務
事業において実施することとし、対象部署は以下のとおりとする。

- ①八穂クリーンセンター（八開処分場含む）
- ②新開センター

③上野センター

④総務課

⑤環境対策室

ただし、海部地区環境事務組合が他者に委託等して実施する事務または事業で温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

4 対象となる温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項で定められた以下の6種類のガスとする。

①二酸化炭素（ CO_2 ）

②メタン（ CH_4 ）

③一酸化二窒素（ N_2O ）

④ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）

⑤パーフルオロカーボン（ PFC ）

⑥六フッ化硫黄（ SF_6 ）

5 取組の進め方

P L A N（計画）・・・取組に関する内容や目標を定める。

↓

D O（実行）・・・定めた取組を実践する。

↓

C H E C K（評価）・・・取組を実施できたか、目標を達成できたか評価・分析する。

↓

A C T I O N(改善)・・・評価・分析結果をもとに計画の改善を図る。

当組合では、P D C Aサイクルの手法を用いたE A 2 1の取組により環境に配慮した運営を行っている。このマネジメントシステムに従い推進する。

第3 温室効果ガスの排出状況

平成25年度(2013年度)から令和2年度までの温室効果ガスの排出量の一覧表は表1のとおりである。なお、この排出量は各年度に公表された電力の実排出係数で計算している。

海部地区環境事務組合の温室効果ガス総排出量は、平成25年度は28,767トン、令和2年度は25,179トンである。

新開センター及び上野センターの温室効果ガス排出量は徐々に減少している。この要因として、E A 2 1で実施した二酸化炭素排出量削減の取組が考えられる。なお、平成29年度から新開センターの排出量が大幅に減少したのは、前年度中に新開センター焼却炉を廃止したためである。

八穂クリーンセンターの温室効果ガス排出量は、燃やすごみの量や成分が毎年異なることや、設備の整備状況によって電気購入量が変わるため、年度ごとに大きく異なる。

なお、施設稼働に用いる電気(照明、空調等)に関しては表2のとおり平成30年度から徐々に削減されている。この要因として、同年度から開始した第2期基幹的設備改良工事が考えられる。

表1 年度別排出量 (t-CO₂)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
八穂クリーンセンター	25,819	19,925	23,030	21,607	16,849	19,957	25,826	23,772
新開センター	1,912	1,946	1,987	1,530	899	827	788	760
上野センター	1,036	913	875	825	797	758	639	647
合計	28,767	22,784	25,893	23,962	18,545	21,542	27,253	25,179

表2 八穂クリーンセンター施設稼働用電気使用量(照明、空調等) (kWh)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
2,522,370	2,353,210	2,323,450	2,352,610	2,368,460	2,441,640	2,267,600	2,254,550

また、八穂クリーンセンターの温室効果ガス排出量は他のセンターより多い。これはごみ焼却施設であるため、焼却に伴いCO₂が発生する。表3の令和2年度発生原因別排出量によると、ごみ処理により発生する温室効果ガスは八穂クリーンセンターから排出される温室効果ガスの95%以上、海部地区環境事務組合全体から排出される温室効果ガスの90%以上を占めている。なお、表のごみ処理又はし尿処理以外とは、電気や燃料等の使用により発生したエネルギー起源の温室効果ガスの量である。

表 3 令和 2 年度発生原因別排出量 (t-CO₂)

発生原因	ごみ処理及びし尿処理以外 (エネルギー起源)	ごみ処理及びし尿処理 (非エネルギー起源)
八穂クリーンセンター	697 (2.9%)	23,075 (97.1%)
新開センター	711 (93.6%)	49 (6.4%)
上野センター	563 (87.0%)	84 (13.0%)
組合合計	1,971	23,208

第 4 温室効果ガスの排出削減目標

目標期間は令和 4 年度から令和 6 年度までに設定し、国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の部門別の削減率を組み合わせ、さらに令和 2 年度時点での実績を考慮の上、年度ごとの削減目標を設定する。

ごみ処理及びし尿処理以外の活動(ガソリンなどの燃料の使用、施設稼働における電気の使用等から発生する温室効果ガス)については、表 4 のとおりエネルギー起源 CO₂ (業務その他部門) の削減率を適用し 51%とする。ごみ処理及びし尿処理(処理物から発生する温室効果ガス)については、表 5 のとおり非エネルギー起源 CO₂ の削減率を適用し 15%とする。

なお、新開センターと上野センターのし尿処理はし尿の状態と量に大きく左右され、啓発も難しい。このように削減が困難な事業があるため、ごみ処理及びし尿処理以外の活動、ごみ処理及びし尿処理ともに 3 センターの合計値を削減目標とする。

表 4 ごみ処理及びし尿処理以外の活動(エネルギー起源)の目標 (t-CO₂)

	H25 (基準年)	R2 実績	R4	R5	R6	R12 (2030)
削減率	0%	39%	40%	42%	43%	51%
組合合計	3,239	1,971	1,943	1,879	1,846	1,587

表 5 ごみ処理及びし尿処理(非エネルギー起源)の目標 (t-CO₂)

	H25 (基準年)	R2 実績	R4	R5	R6	R12 (2030)
削減率	0%	9.1%	9.8%	10.4%	11.1%	15%
組合合計	25,528	23,208	23,026	22,873	22,694	21,699

ごみ焼却から発生する CO₂ は、本組合の温室効果ガス総排出量の 90%以上を占めている。

令和 2 年度のごみ処理及びし尿処理において、令和 12 年度の目標達成に必要な CO₂ 削減量を廃プラスチックに換算すると、約 545t となる。これは、ごみ焼却量に換算すると、今後ごみの組成に変化がないとした場合、3,011t となる。当組合では施設見学や環境啓発の場で、ごみの削減や分別、温室効果ガスの削減について住民への呼びかけを行っていく。

※参考

総排出量目標(エネルギー起源+非エネルギー起源) (t-CO₂)

	H25 (基準年)	R2 実績	R4	R5	R6	R12 (2030)
組合合計	28,767	25,179	24,969	24,752	24,540	23,286
削減率	0%	12.5%	13.2%	14.0%	14.7%	19.1%

第 5 具体的な取組

1 基本方針

温室効果ガスの削減において重要な電気使用量や燃料使用量の削減だけではなく、E A 2 1 に基づき省資源や職員・見学者の意識の向上等様々な方面から環境負荷低減に取り組んでいく。

また、現時点で削減目標を達成している項目に関しても、さらなる削減を目指して取り組んでいく。

2 具体的な取組

別紙 E A 2 1 「環境活動計画」のとおりとする。

第 6 取組の推進

1 推進体制

海部地区環境事務組合における、地球温暖化対策実行計画の取組は E A 2 1 のシステムを活用し「地球温暖化対策推進委員会」において実施する。

2 推進を図るための措置

E A 2 1 の P D C A を活用する。実行計画を改定した場合、計画の毎年度の実施状況については、ホームページ等で公表する。

平成 17 年	6 月 1 日	策定
平成 18 年	4 月 1 日	改訂（組合名称の変更）
平成 20 年	1 月 17 日	改訂（排出量及び削減目標の修正）
平成 23 年	3 月 18 日	改訂（計画期間終了に伴う改訂）
令和 4 年	4 月 25 日	改訂（削減目標再設定に伴う全面改訂）